事　務　連　絡
令和元年１２月２４日

各事業所管理者　様

みよし広域連合介護保険センター所長
（公　印　省　略）

「 介護予防・日常生活支援総合事業における暫定ケアプランの留意事項について（通知）」の一部改正について

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の通知（ 平成２９年７月２４日付け各事業所管理者あて三好市長通知）について、本広域連合及び構成市町と協議をいたしまして、下記のとおり一部を改正しましたので取扱いについて適切に対応していただけるようお願い申し上げます。

記

＜訂正箇所＞
【ケース３】
③に「ただし、再度基本チェックリストを実施して事業対象者となった場合に限る。」を追加

4/1 から暫定サービスで総合事業（サービスＡ）と予防給付（歩行器）を利用

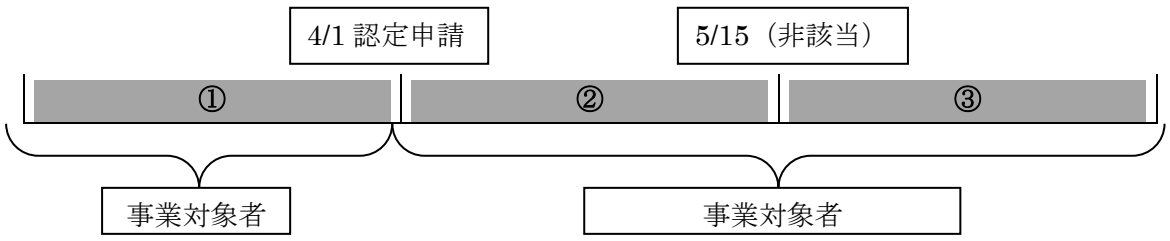

① の期間は事業対象者として総合事業（サービスＡ）の給付が可能。（介護予防ケアマネジメント）
② の期間は事業対象者として取り扱うため、総合事業（サービスＡ）は給付が可能。予防給付（歩行器）は**全額自己負担**。（介護予防ケアマネジメント）
③ の期間は②と同様。**ただし、再度基本チェックリストを実施して事業対象者となった場合に限る。**